

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

第一防災株式会社  
大阪府守口市大日東町12-5

2. 指名停止措置期間

平成27年9月15日から平成27年12月14日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事実概要：

第一防災株式会社は、代表取締役及び支店長が、国土交通省東京空港事務所が発注した消防設備が正常に作動するかを調べる業務の入札で落札できるよう、当該入札に参加した他9社と談合し、公正な入札を妨害したとして、平成27年7月6日、公契約関係競売等妨害容疑で警視庁捜査第二課に逮捕されたため。

5. 指名停止措置理由：

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当し、契約の相手方として不適当であると認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
10 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（別第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内

問い合わせ先  
東北森林管理局  
秋田県秋田市中通5-9-16  
総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070